

令和4年4月25日(月)以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、感染状況は3月下旬から拡大傾向であったが、直近はやや減少傾向であるものの、BA.2系統への置き換わりの状況とともに、今後、大型連休により人との接触の増加など感染機会が多くなることも踏まえ、当面の間、現行の感染拡大抑制策を継続することとさせていただきます。

要請期間 * 令和4年4月25日(月)から5月22日(日)まで

淀川区民センターは、開館時間を通常どおり21時30分まで、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下での運営を4月25日(月)以降も継続させていただきます。

ご利用の際には、適切な入場整理の徹底のほか「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」、等の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

いままで同様、利用申込みの際、感染拡大防止対策の「誓約書」が必要になります。イベント主催者様に対して「感染防止策チェックリスト」の別途、作成が要請されています。

尚、キャンセルの申し出は、原則として、通常どおりの取扱いとさせていただきます。

今後とも、感染症拡大防止にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

5月23日(月)以降の対応については、改めてお知らせいたします。